

## 蒲郡商店街振興組合空き店舗対策事業費補助金

蒲郡商店街振興組合

### (事業の趣旨)

蒲郡商店街に賑わいを創出し、集客により活性化を図るため、蒲郡商店街内にある空き店舗を活用する事業に対する補助事業を設けます。  
本事業は、蒲郡商店街内にある空き店舗を賃借し、事業を始めようとする方（以下「対象者」）に、蒲郡商店街振興組合（以下「商店街」）が賃借料の一部を支援するもので、その経費は蒲郡市からの補助金を充てます。

### (実施主体)

蒲郡商店街振興組合

### (対象地域)

蒲郡商店街区域内

### (事業の対象者)

本事業の対象者は、対象地域内の空き店舗において事業を始められる方で、以下の要件を全て満たす者。

- (1) 集客の見込まれる店舗で、小売業、飲食業、サービス業又はそれに類する業種であること。ただし、風俗営業、貸金業等、商店街の清浄な環境を害する恐れのあるものは除く。
- (2) 下記応募条件をすべて満たす者。

### (補助内容)

商店街の空き店舗を集客力向上のための店舗やその他商店街の魅力向上に寄与する施設として活用する場合の賃借料を一部補助。

|        |                                            |
|--------|--------------------------------------------|
| 対象経費   | 当該年度中に支払った空き店舗等の賃借料                        |
| 補助率    | 100%                                       |
| 補助金額上限 | 30万円                                       |
| 補助対象期間 | 開業の日から当該年度末まで、もしくは対象経費が30万円に達するまでのいずれか早い期日 |

- (1) 空き店舗は、原則として店舗として入居者を募集している建物、以前に店

舗として使用されていた店舗併用住宅を補助対象とする。

- (2) 賃貸借契約に係る保証金・敷金・礼金・手数料等は自己負担となる。
- (3) 賃借料支払等に係る手数料等は自己負担となる。
- (4) 補助の対象となる店舗は、原則として入口が道路に面した建物の1階にて事業を開始するもの。ただし、建物の1階を使用できない合理的な理由があり、かつ、2階以上における営業でも確実な集客が見込まれ、商店街活性化に寄与すると認められる場合には、この限りではない。
- (5) 補助対象支援は1度限りとする。
- (6) 申込前に開業している案件は対象としない。
- (7) 申込後から交付決定までの間に開業した場合は、開業の日から遡って補助対象とする。
- (8) 補助金は予算の範囲内で執行するものであり、予算終了時点で申込を終了することもある。

#### (募集期間)

理事長の定める期間とする。

#### (応募条件)

補助対象者のうち応募できる者は以下のすべての要件を満たす個人・法人とする。

- (1) 対象地域内にある空き店舗で開業される方で、事業の開始及び営業に必要な計画性と資金面での裏付けを有すること。また、既に対象地域内で事業を営んでいる方については、現在の営んでいる店舗での営業を継続しつつ、別の空き店舗で開業する場合に限る。
- (2) 交付決定後は、原則として3か月以内に開業すること。
- (3) 原則として、当該物件において3年以上継続して営業する見込みのある方。
- (4) 開業後においては、蒲郡商店街振興組合及び各発展会に加入し、商店街活動に参加すること。
- (5) 納期の到来している税金を全て納めていること。

#### (応募方法)

応募は蒲郡商店街振興組合空き店舗対策事業費補助金助成申込書に以下の必要書類を添えて開業前に商店街へお申込ください。

- ・ 事業計画書
- ・ 収支予算書
- ・ 空き店舗に係る賃貸借契約書（若しくは仮賃貸借契約書）の写し、又は転賃

借契約書（若しくは仮転貸借契約書）の写し

- ・ 空き店舗の位置図
- ・ 空き店舗の写真
- ・ 商業登記簿謄本（法人の場合、直近３か月以内のもの）、住民票の写し、  
未納のない証明書
- ・ 現在事業を営まれている方は、直近２期分の決算書（決算後６か月経過して  
いるときは３か月以内の試算表）
- ・ その他蒲郡商店街振興組合が必要と認めた書類

（審査）

蒲郡商店街振興組合内で組織する審査会において審査します。

（交付の決定）

申請書の内容を審査し、適当と認めたときは、蒲郡商店街振興組合空き店舗  
対策事業費補助金交付決定通知書により補助対象者に通知します。

（変更の手続き等）

補助対象者は、事業の内容を変更しようとするときは、蒲郡商店街振興組合  
空き店舗対策事業内容変更届出書を商店街に提出し、承認が必要となります。  
なお、補助対象期間内で事業を中止した場合、賃貸借契約から発生する違約金  
等については、補助対象事業者が支払った保証金・敷金を充当し、それでもな  
お不足額が生じる場合は、補助対象者の負担となります。

（実績報告書の提出）

補助対象者は、補助対象期間が終了したときから起算して２０日以内又は翌  
年度の４月５日のいずれか早い期日までに蒲郡商店街振興組合空き店舗対策事  
業費補助金実績報告書に必要書類を添えて商店街に提出してください。

（補助金の額の確定）

理事長は、実績報告があったときは、内容審査のうえ交付すべき補助金の額  
を確定し、蒲郡商店街振興組合空き店舗対策事業費補助金確定通知書により補  
助対象者に通知します。

（補助金の請求及び支給）

確定通知を受けた補助対象者は、蒲郡商店街振興組合空き店舗対策事業費補  
助金請求書を商店街に提出してください。資料等を確認後、適正と認めた補助

金額を支給します。

（補助金の取り消し及び返還）

理事長は、補助対象者が次の各号の一に該当するときは、支援を打ち切る或いは既に支給された補助金の全部若しくは一部を返還させることができます。

- （１）この要綱又は補助金の交付の決定に付した条件に違反したとき。
- （２）提出書類に虚偽の事項を記載し、又は補助金の交付に関し不正の行為があったとき。
- （３）その他理事長が不当と認めたとき。